



保発1210第1号
平成30年12月10日

都道府県知事
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の
要件の特例における研修修了証の写しの提出について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号)別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5の規定により「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付け保発0116第2号)の別紙1「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱いについて」により取り扱っているところである。

平成30年度においては、柔道整復師の施術に係る療養費の制度の円滑な施行の観点から、「柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)及び「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)により、一定の条件に合致する者について、受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例を設けているところである。

当該施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出については、平成30年度の受療委任を取扱う施術管理者に係る研修の実施状況を踏まえ、下記により取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏なきようご配慮願いたい。

記

1 「柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)について

(1) 別紙「柔道整復療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の4(2)中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、10中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、別紙様式2の「確約書(特

例対象者)」中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と読み替えるものとする。

- (2) 受療委任を取扱う施術管理者の届出又は申出に添付された別紙様式2の「確約書(特例対象者)」について、(1)による読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこと。

2 「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)について

- (1) 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに受療委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った者に係る別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受療委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の8(2)中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、10中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と、別紙様式1の「確約書(平成30年度における施術管理者研修特例対象者)」中「1年以内」とあるのは「平成31年9月30日まで」と読み替えるものとする。

- (2) 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに受療委任を取扱う施術管理者の届出又は申出に添付された別紙様式1の「確約書(平成30年度における施術管理者研修特例対象者)」について、(1)による読み替えた確約書は、改めて提出を要しないこと。